有機飼料	一　農林水産大臣が定める物質以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。 二　（略）
有機畜産物	一　農林水産大臣が定める物質以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。 二　（略）
（略）	（略）
生産情報公表農産物	一　生産情報（生産情報と併せて農林水産大臣が定めるところにより算定した化学合成農薬削減割合又は化学肥料削減割合が公表されている生産情報公表農産物にあっては、当該化学合成農薬削減割合又は化学肥料削減割合を含む。以下この項において同じ。）の公表が取りやめられること。 二～四　（略）
（略）	（略）
その他の農林物資	格付が行われた当該農林物資と異なる種類の農林物資と混合すること。

2　法第四十一条第二項の農林水産省令で定める農林物資は、定温管理流通加工食品とする。

（登録試験業者の登録の申請）

第七十二条の二　法第四十二条の登録の申請は、農林水産大臣に対して行う。

（試験等の証明書の記載事項）

第七十二条の三　法第四十二条の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　証明書の発行番号、頁及び発行年月日

二　証明書を発行した試験業者（法第四十二条に規定する試験業者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに証明書の発行業務を執行する役員又は職員の役職名、氏名及び記名押印又は署名

三　試験等の依頼者の氏名又は名称及び住所

四　試験等を行った農林物資の種類、識別、特徴及び状態

五　試験等を行った年月日並びに当該試験等の結果及びその結果に付随する情報

六　試験等を行った農林物資が、受領から証明書の発行までの時間の経過に伴ってその形質に変化を起こし、試験等の結果に影響を与える蓋然性が高い場合には、当該農林物資を受領した年月日及びサンプリングの実施日

七　サンプリングの方法が試験等の結果の妥当性又は適用に影響を与える蓋然性が高い場合には、当該試験等を行った農林物資に関するサンプリング計画及びサンプリング方法

八　試験等の方法及び当該試験等の方法が定められている日本農林規格の名称

有機飼料	一　農林水産大臣が定める物資以外の薬剤、添加物その他の物資が使用され、又は混入すること。 二　（略）
有機畜産物	一　農林水産大臣が定める物資以外の薬剤、添加物その他の物資が使用され、又は混入すること。 二　（略）
（略）	（略）
生産情報公表農産物	一　生産情報（生産情報と併せて農林水産大臣が定めるところにより算定した化学合成農薬削減割合又は化学肥料削減割合が公表されている生産情報公表農産物にあつては、当該化学合成農薬削減割合又は化学肥料削減割合を含む。以下この項において同じ。）の公表が取りやめられること。 二～四　（略）
（略）	（略）
（新設）	（新設）

（新設）

（新設）

（新設）